

令和7年4月1日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

令和7・8年度 工事希望調査の実施について

独立行政法人都市再生機構西日本支社において指名競争入札による発注が見込まれる工事について、「令和7・8年度「保全工事」に係る参加資格要件・工事区分表（別冊）」（以下「工事区分表」という。）に示す工事区分を対象として、工事に対する地理的条件・技術的適性を把握し、透明、公平でかつ競争性のある指名競争入札を実施するため、保全工事に係る令和7・8年度工事希望調査（以下「工事希望調査」という。）を下記要領により行うこととしたので、お知らせします。

この工事希望調査は、工事希望調査資料（以下「調査資料」という。）の提出により実施します。

工事希望調査の内容につきましては、令和7年4月7日から交付します「令和7・8年度「保全工事」の工事希望調査に係る調査資料作成要領」（以下「作成要領」という。）及び「工事区分表」の資料をご覧ください。

※「保全工事」とは、既存賃貸住宅（居住中の世帯向け集合住宅）敷地内にある建物、屋内外施設等の維持管理に必要な修繕工事、改良工事等をいいます。

記

1 調査対象工事区分及び調査資料提出の要件について

- （1）都市再生機構の関西地区における令和7・8年度の「競争参加資格」の認定を受けている方で、「工事区分表」に記載の機構の定める要件を満たす場合に限りです。
- （2）なお、令和7・8年度の「競争参加資格」の認定を受けていない方についても、随時の登録申請を併せて行うことにより、調査資料の提出を認めますが、当該調査資料を提出する工事種別に必要な認定が受けられなかった場合は、提出された調査資料は無効とします。

（※競争参加資格の登録申請手続は、調査資料を提出される前までに必ず行っていただくことが必要です。）

競争参加資格の登録申請書（「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」の提出に係る問い合わせ先	独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部調達管理課 Tel 06-4799-1035
--	---

※お問い合わせにつきましては、平日（土・日祝祭日、年末年始12月29日から1月3日を除く）午前9時15分から午後12時、午後1時から午後5時40分となります。

2 調査資料の交付について

調査資料は都市再生機構ホームページからのダウンロードにより、令和7年4月7日から交付します。交付する資料は次の2種類です。

- ① 令和7・8年度「保全工事」の工事希望調査に係る調査資料作成要領
- ② 令和7・8年度「保全工事」に係る参加資格要件・工事区分表（別冊）

3 調査資料の提出について

調査資料は、様式により希望する工事種別ごと、または工事区分ごとに作成し提出することが必要です。

（1） 定期受付

① 受付方法

簡易書留もしくはレターパックプラスによる郵送による。持ち込みによる提出は不可。②
受付期間

令和7年4月7日（月）から令和7年4月18日（金）まで（必着）

③ 受付単位・送付場所

希望する工事区分毎、次表の事務所毎に調査資料を作成し、**送付場所**に送付してください。

	事務所	所在地
1	千里住まいセンター	大阪府豊中市新千里東町一丁目4番2号
2	大阪住まいセンター	大阪府大阪市城東区森之宮二丁目9-204
3	泉北住まいセンター	大阪府堺市中区深井沢町3257番地
4	兵庫住まいセンター	兵庫県神戸市中央区御幸通七丁目1番15号
5	京都住まいセンター	京都府京都市中京区烏丸御池下ル虎屋町566-1番地
6	奈良住まいセンター	奈良県奈良市右京一丁目4番地
7	阪神住まいセンター	兵庫県尼崎市昭和通3-95

送付場所：独立行政法人都市再生機構業務受託者

（株）URコミュニティ 西日本業務センター 契約課
〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田三丁目3番20号
明治安田生命大阪梅田ビル18階 電話：06（7526）5019

※ 複数の工事区分について調査資料を提出する場合は、工事区分ごとに調査資料（調査票及び添付資料）をクリップ止めしてください。

（２） 追加受付（随時）

① 受付方法

簡易書留もしくはレターパックプラスによる郵送による。 持ち込みによる提出は不可。

② 受付期間

令和 7 年 7 月 1 日（火）から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで（必着）

③ 送付場所

（１）③と同じ

（３） 調査資料に関するヒアリング等

施工実績の確認等のためヒアリング等を行うことがあります。実施の有無については別途連絡いたします。なお、ヒアリングは独立行政法人都市再生機構業務受託者である（株）UR コミュニティが行います。

４ その他

（１）調査資料作成に係る質問等につきましては、下記のお問い合わせ窓口一覧をご利用ください。

（２）この工事希望調査は、次回の定期受付による工事希望調査終了時までの間（審査等の期間を含み、最大 2 か年分）、工事請負契約に係る指名競争入札における適正な競争参加者の指名の基礎資料とするために実施します。工事の発注件数等により、調査資料提出者全員への指名を約束又は予定するものではありません。

（３）調査資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。

（４）提出された調査資料の内容が虚偽である場合は、当該資料を無効とし、指名停止要領に基づく指名停止措置を行うことがあります。

（５）提出された調査資料は、原則として返却しません。

（６）この工事希望調査は都市再生機構西日本支社が発注する、契約概算額 6 千万円未満の工事を対象として実施します。

（７）工事発注手続きに当っては、（株）UR コミュニティ 西日本業務センターの担当部署が連絡等を行います。

（８）この調査資料の提出がなければ、希望調査による指名競争入札における指名はできません。

（９）当機構発注工事については、建設業法上、公共工事の取扱いとなり、請負金額が 4,500 万円以上（建築一式は 9,000 万円以上）の工事には工事現場ごとに専任の技術者の配置が必

要です。（営業所の専任技術者を配置することはできません。）また、下請契約金額の総額が 5,000 万円以上（建築一式は 8,000 万円以上）の場合は、監理技術者の配置が必要となります。入札工事を落札された後に、これらの技術者が配置できないことが判明した場合は請負契約の締結はできません。また、指名停止措置要領に基づく指名停止措置の対象となりますのでご注意ください。

なお、配置する主任技術者または監理技術者は提出者と直接的かつ恒常的な雇用関係があることが必要です。なお、恒常的な雇用関係とは当機構発注工事の指名日以前に 3 か月以上の雇用関係があることをいいます。

- (10) 落札の結果、工事によっては低入札価格調査対象となった場合に、施工体制及び品質確保のために、上記の主任技術者または監理技術者と同等の資格を有する技術者を 1 名以上、専任かつ常駐で現場に追加配置することがありますのでご注意ください。
- (11) 今回の工事希望調査は、次回の工事希望調査の定期受付終了（審査等の期間を含む）時まで有効です。
- (12) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者は、調査資料を提出できません。

以 上